

# 養育費の申告書

※受付年月日 令和 年 月 日

○ 令和3年中（1月から12月までの1年間）に受け取った養育費について、下記の記入要領に従って記入してください。

区分 (児童の父又は母の名前)	受取人	養育費の額 (年額)	受取状況 (受け取った月および月額等)
	父又は母・児童	円	
	父又は母・児童	円	
	父又は母・児童	円	
合計	父又は母	円	3年中、養育費を受け取っていない場合は、0円と記入してください。
	児童	円	3年中、養育費を受け取っていない場合は、0円と記入してください。

上記のとおり、相違ありません。

令和 年 月 日

氏名

(注) 1 ※受付年月日は記入不要です。

## 《記入要領》

### 1 この申告書の目的・趣旨

- この申告書は、令和3年中に前夫又は前妻（児童扶養手当の支給対象となっている児童の父又は母。以下同じ。）から養育費を受け取っているのかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

### 2 養育費について

- 前夫又は前妻から令和3年中に、受給者（父又は母）もしくは児童が受け取った金品その他の経済的利益（以下「養育費」といいます。）がある場合には、その額を記入して下さい。
- 養育費は、児童扶養手当施行令第3条により、8割に相当する額（1円未満四捨五入）が児童扶養手当制度における所得となりますので、正確に申告して下さい。
- 養育費として含まれるのは、具体的には裏面で定めるものです。
- 前夫又は前妻が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合は分けて記入して下さい。また、区分欄には区別できるよう前夫の名前等を記入して下さい。前夫又は前妻が1人の場合には、この区分欄は空欄で結構です。
- 受取状況欄には、次の例に従って記入して下さい。

例1 毎月5万円で12か月間受け取っている場合には、「月々5万円、12か月分」と記入して下さい。

例2 4月、8月、12月の3回に、それぞれ1万円、3万円、5万円を受け取っている場合には、「年3回 1万円、3万円、5万円」と記入して下さい。

例3 年1回、受け取っている場合には、「年1回」と記入して下さい。

## 「養育費」について

### 1. 「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

- ① 児童扶養手当を受給している父又は母が監護している児童の父又は母が払ったものであること。
- ② 受け取った者が父又は母もしくは児童（児童の代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
- ③ 児童扶養手当を受給している父又は母もしくは児童に支払われたものが金銭又は有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）であること。
- ④ 支払方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）、郵送、父又は母もしくは児童名義の銀行口座への振込みであること。
- ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。

### 2. したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ① 児童扶養手当を受給している親が監護している児童の親以外から支払われたもの
- ② 親又は児童以外の者が受け取っている場合
- ③ 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合
- ④ 支払方法が、親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
- ⑤ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合

(注) 1. 受給者が未婚の母親である場合

父親が児童を認知しており、かつ、上記1に当てはまる場合は「養育費」に該当します。

2. 自分の子だけではなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記1に当てはまる場合「養育費」に該当します。

◎養育費にあたるか分からない場合は、下記までお問い合わせください。

(担当)秋田市 子ども総務課 給付・支援担当

TEL 8 8 8 - 5 6 9 0